

名古屋市教育委員会定例会

平成 26 年 5 月 15 日
午後 2 時 00 分
教育委員会室

議 案

- 第 54 号議案 請願・陳情審査について
第 55 号議案 請願・陳情審査について
第 56 号議案 名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案について
第 57 号議案 平成 26 年度歯科衛生優良校等の表彰について
第 58 号議案 教職員人事について

出席者

野 田 敦 敬 委員長
服 部 はつ代 委 員
梶 田 知 委 員
福 谷 朋 子 委 員
小 栗 成 男 委 員
下 田 一 幸 教育長
教育次長始め、事務局職員26名

(野田委員長)

それでは、ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

最初にお諮りいたします。本日の案件について、議案「請願・陳情審査について」ですが、もう 1 件議案「請願・陳情審査について」を追加したいと存じますがいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。なお議案番号は、お手元配付の資料のとおりといたします。

次に議事運営についてお諮りいたします。第 57 号及び第 58 号議案は、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

次に、本日の議案審議に先立ちまして、3名から傍聴の申し出がありましたので、名古屋市教育委員会傍聴規則第2条により、許可いたしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、傍聴人の方に入室していただきます。

【傍聴人入室】

(野田委員長)

傍聴される方々にお願いいたします。名古屋市教育委員会傍聴規則第4条により、次の2点を守っていただくことになります。1点目は、委員その他出席者の言論に対し批評を加え又は可否を表しないこと、2点目は、私語その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと、以上の2点であります。また、同規則第5条により、録音等については禁止しております。

それでは、議案に移ります。第54号議案「請願・陳情審査について」を議題といたします。審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述をしたい旨の申し出がありました。会議の運営上、5分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございますでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

口頭陳述される方々にお願いします、会議の円滑な運営を図るため、口頭陳述は5分以内で行うようにお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた。】

(野田委員長)

これを持ちまして、口頭陳述を終了いたします。

それでは、第 54 号議案「請願・陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(金田指導室長)

第 54 号議案請願書につきましては、その表題、要旨を 1 枚目にまとめてございます。2 枚目以降には実際の請願書の写し、資料も含めた写しを添付してございます。学習指導要領では、中学校社会科歴史的分野、中世の日本の内容の取り扱いとしまして、東アジアの国際関係については、元寇、日明貿易、琉球の国際的な役割などを取り扱うようにし、この時代の東アジア世界との密接なかかわりや、それが国内に及ぼした影響などに気付かせると示されております。学習指導要領は、教育基本法の目標を踏まえて記述されたものでございます。教育委員会では、学習指導要領の趣旨と各者の記載の特色を踏まえ、編集趣旨の適切性、教材の適切性等の観点項目を設けて、慎重に調査研究と検討を重ね、教科書を採択していただいたものでございます。本市で採択しております中学校歴史教科書は、国による検定に合格したもので、その記述内容は、学習指導要領が求めるものになっていると判断いたします。なお、参考といたしまして、学習指導要領解説と 7 種の教科書の比較表をまとめたものをお配りしてございます。以上でございます。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

鎌倉時代、なかなか興味深い時代でございます。趣旨にあります比較検討項目に元寇・倭寇というかなり具体的な部分を加えてほしいということですが、我々は観点と呼んでおりますけれども、ここまで細かくするとどれだけ観点があっても足りないと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

担当からご説明がありましたとおり、もちろん検定に合格した教科書であり、教育委員会で審議して決定しております。

それでは特にご意見もないようですので、第 54 号議案についてお諮りをいたします。

中学校歴史教科書採択での比較検討項目に「学習指導要領の趣旨に則り、元寇・倭寇は多面的・多角的に記述されているか」を加え、指導要領への適合度を評価することを求める請願については、前回と同様でございますので、不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、続きまして第 55 号議案「請願・陳情審査について」を議題といたします。審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、5 分以内で陳述を許可することにしたいと思いますが、ご意見はございま

すでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

それでは、陳述人の方は、前へお願いします。

口頭陳述される方をお願いします、会議の円滑な運営を図るために、口頭陳述は5分以内で行うようにお願いいたします。それでは陳述を始めてください。

【陳述人より口頭陳述が行われた。】

(野田委員長)

これもちまして、口頭陳述を終了いたします。

それでは、第55号議案「請願・陳情審査について」、事務局の説明を求めます。

(五味澤総務課長)

第55号議案「請願・陳情審査について」をご説明させていただきます。この請願は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に反対の意思を示すことを求めるものでございます。請願項目は、教育委員会として、教育の独立性を破壊し、首長や権力者の思いのままに教育委員会を支配しようとする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に断固反対する決議を上げることでございます。政府は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正案を含む関連法案を、4月4日に閣議決定後、国会へ提出しておりまして、現在衆議院文部科学委員会において、議論が進められているところであると認識をしております。説明は以上であります。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(野田委員長)

同様の請願が3月にもございました。説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はいかがでしょうか。

(下田教育長)

一番のポイントは、総合教育会議での議論を尊重しなければならないということが、教育委員会制度を形骸化させるかどうかということですが、その尊重ということが形骸化するほどのものになるのかどうか、議論のポイントとなると思います。

(野田委員長)

形骸化ということですが、我々名古屋市教育委員会は、そうでないように非常に活性化して色々と議論をしてきたところでございますけれども、請願の趣旨の中ほどにも事実上形骸化するとありますが、事務局いかがでしょうか。この点について

どうお考えですか。

（五味澤総務課長）

今ご質問いただきました、形骸化するかどうかという部分につきましては、法案では、総合教育会議、これは尊重されなければならないという規定とともに、総合教育会議は首長と教育委員会が協議・調整する場であるということが書かれております。また、大綱等につきましても、首長が一方的に決定をして、教育委員会がそれに従うという制度というわけではないと考えております。教育委員会としてこの総合教育会議の場において、意思表示できるそういう機会が担保されているものと受け止めているところでございます。

（野田委員長）

つまり教育委員会としても意思表示ができる場がきちんと設けられているということですね。

その他いかがでしょうか。

私の方からもう一点ですけれども、色々と資料を見せていただいて概ね理解しているつもりですが、新教育長と教育委員会の関係ですね。今私が委員長で皆さんが委員としてこのように議事を進めておりますけれども、今度新教育長の指揮監督が非常に強まると危惧されているところですが、そのような制度となっていくのでしょうか。確認です。

（五味澤総務課長）

現在出ております法案によりますと、ご指摘のとおり新教育長というものは現在の教育長と教育委員長を兼ねる職という形で制度化される法案になっておりますが、その新教育長は教育委員会を代表する職でありまして、いわゆる教育委員会の外にあって教育委員会をコントロールするというものではございません。あくまで教育委員会の中で、執行機関である教育委員会の中にあるというものでございます。従いまして、執行機関である教育委員会の意思決定は、当然ながらこの新教育長と教育委員の皆さんとの合議によって行われていくもの、このように認識しているところでございます。

（服部委員）

今の説明ですと、先ほどおっしゃった中に教育行政の中立性、安定性、独立性が担保できないというようなことがありましたが、そういうものはある意味で担保できるという方向性になるとみてよろしいでしょうか。

（五味澤総務課長）

繰り返しの説明になるかもしれませんが、新教育長と教育委員で協議をして、合議によって教育委員会としての最終的な意思決定が図られるということになりますので、その点からも一方的なものではなく、中立性が保たれる制度であろうかと、そのように受け止めているところでございます。

(野田委員長)

強引に新教育長が決めるわけではなくて、教育委員との合議により行われていくということですね。

3月にもやり取りをしましたので、その時にもご意見を伺っております。他にご意見もないようですので、第55号議案についてお諮りをいたします。

教育委員会制度改革については、平成25年7月、指定都市教育委員・教育長協議会から文部科学省に、現在の教育委員会制度の趣旨を十分に鑑み、今後の検討を進める中で慎重に議論を尽くしていただくように要望しているところです。現在、法案を国会で審議中ではありますが、その国会での議論の結果により、教育委員会、あるいは教育行政のあり方が定まっていくものであると考えておりまして、今後も情報収集に努め、法案審議の動向を注視していくこととし、当該請願については不採択としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは続きまして第56号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

(五味澤総務課長)

第56号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案について」をご説明いたします。1点目は、国の幼稚園就園奨励費補助において、生活保護世帯と幼稚園から小学校3年生までに在籍する兄、又は姉がいる園児をもつ多子世帯の保護者負担の軽減が図られるため、市立幼稚園の授業料及び入学料の減免に関し、規定の整備を行うものです。施行期日は公布の日からとし、平成26年4月1日から適用をいたします。2点目は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の名称が変更されたことに伴い、規定を整理するものでございます。こちらの施行期日は、平成26年10月1日からでございます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(野田委員長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

要するに国の施策に従って、市としては支出が増えるということでしょうか。

(永井学事課長)

名古屋市立幼稚園授業料は、授業料として年額で定め徴収しているものですが、今回お諮りしますのは減免額でございますので、支出が増えるわけではなく、収

入が減るということです。

(野田委員長)

市として収入が減るということですね。

(永井学事課長)

そのとおりでございます。

(野田委員長)

他によろしいでしょうか。では他にご意見もないようですので、第 56 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(野田委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第 57 号議案及び第 58 号議案は非公開にて行われたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 2 時 41 分終了